

説 明 資 料

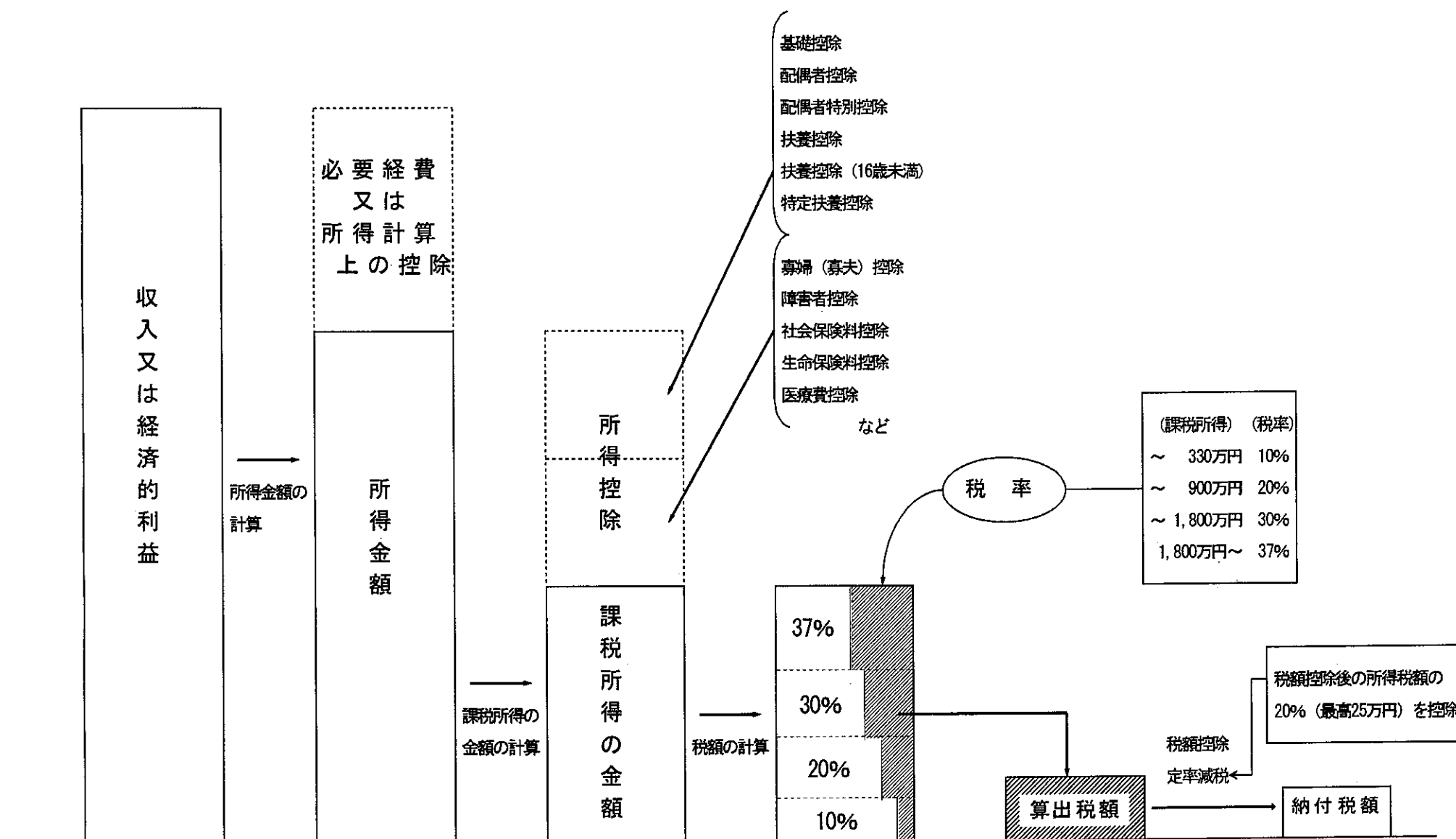
目

次

・ 個人所得課税の基本的な仕組み	1
・ 所得税・個人住民税の人的控除等一覧	2
・ 基礎的な人的控除額等の推移（所得税）	3
・ 世帯構成の状況	4
・ 給与所得者数等の世帯構成の状況	5
・ 世帯構成の推移	6
・ 課税最低限の内訳	7
・ 課税最低限の内訳及び算出方法（平成11年分以降）	8
・ 世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例	9
・ 日本と主要諸外国の所得税の課税最低限	13
・ 配偶者控除・配偶者特別控除の沿革	14
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み	15
・ 配偶者特別控除による手取額の逆転現象の解消	16
・ パート世帯の税負担の状況（夫婦子2人のサラリーマン世帯）	18
・ パート労働者（女子）における年収の調整状況及び理由別状況	19
・ 各種制度における扶養親族等の年間収入等限度額	20
・ 雇用者総数に占める女性の割合等の推移	21
・ 女性雇用者数の推移	22
・ 配偶者控除及び配偶者特別控除の適用のある納税者の状況	23
・ 男女共同参画社会基本法（抄）	24
・ 課税単位の類型	25
・ 課税単位についての各国の沿革	26
・ 主要国の課税単位と基礎的な人的控除	27
・ 扶養控除制度	28
・ 主要国における扶養控除等	29
・ 特別な人的控除の概要	30
・ 各種人的控除の適用状況（平成9年分）	31
・ その他の所得控除制度の概要（所得税）	32

・ 各種所得控除の適用状況（平成9年分）	33
・ 人口構成の上での生産年齢人口の推移	34
・ 勤労者・65歳以上世帯の1人当たり平均所得金額と貯蓄額	35
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	36
・ 公的年金の受給額等	37
・ 公的年金等受給者の課税最低限の内訳（夫婦世帯の場合）〔所得税〕	38
・ 社会保険料控除の概要等	39
・ 公的年金等控除と給与所得控除（収入金額に応じた控除額）	40
・ 年金課税の推移	41
・ 老年者控除	42
・ 公的年金制度等の概要（概念図）	43
・ 年金等をめぐる課税関係	44
・ 年金課税の概要	45
・ 各種年金の掛金に係る減収額試算	46
・ 「確定拠出型年金」について	47
・ 401（K）プランの概要	48
・ 公的年金及び企業年金に係る課税の日米比較	49

個人所得課税の基本的な仕組み



所得税・個人住民税の人的控除等一覧

(単位：万円)

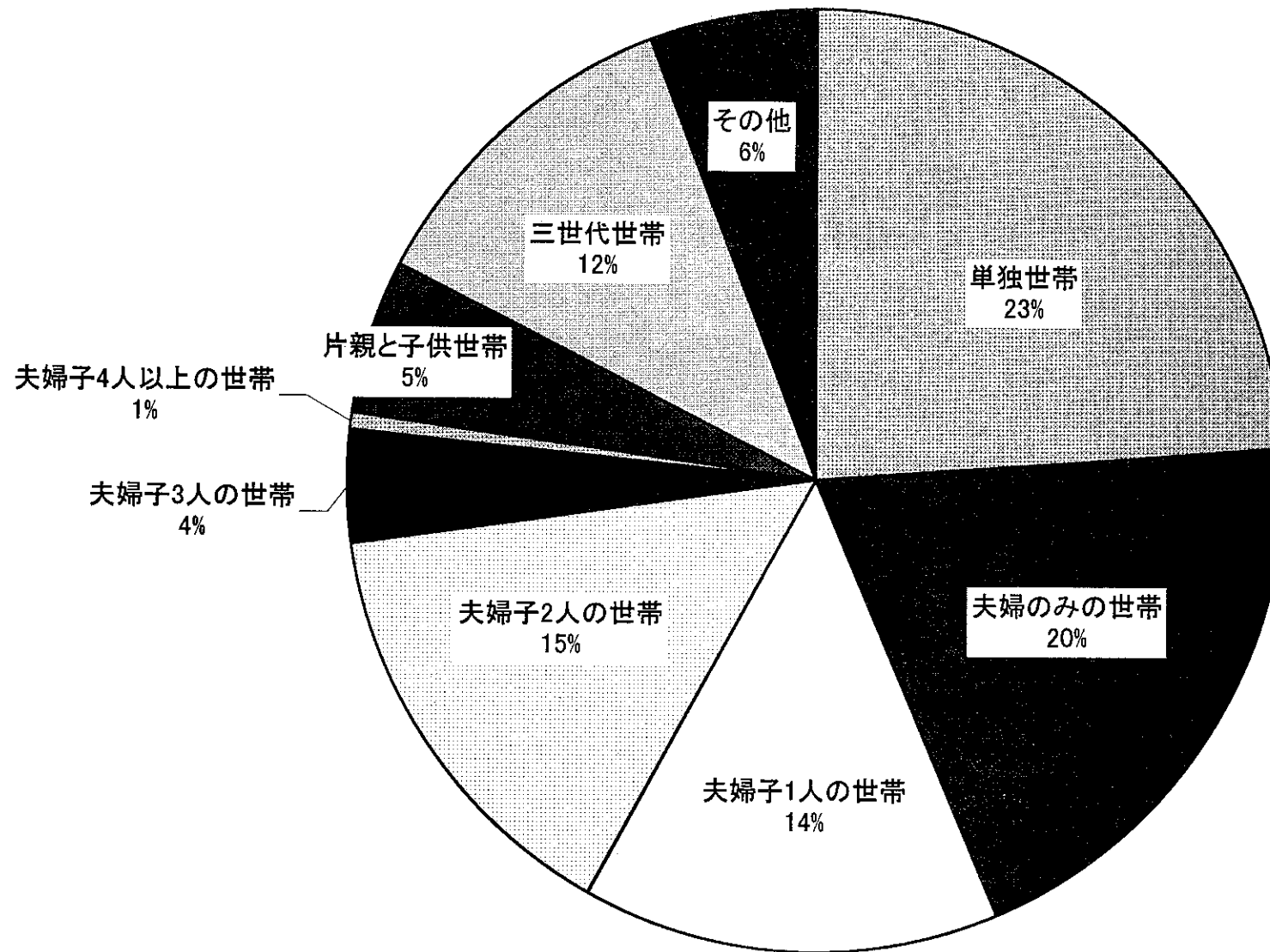
項 目			所 得 税	個 人 住 民 税
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除		3 8	3 3
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 8	3 3
		老人控除対象配偶者（70歳以上）	4 8	3 8
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
	配偶者特別控除		最高 3 8	最高 3 3
	扶養控除	扶養親族	3 8	3 3
		年少扶養親族（16歳未満）	4 8	3 3
		特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	6 3	4 5
		老人扶養親族（70歳以上）	4 8	3 8
		同居老親等加算	+ 1 0	+ 7
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
特 別 な 人 的 控 除	老年者控除（本人）		5 0	4 8
	障害者控除	障害者（本人、配偶者、扶養親族）	2 7	2 6
		特別障害者（同上）	4 0	3 0
	寡婦控除 （本人）	寡婦	2 7	2 6
		特定の寡婦加算	+ 8	+ 4
	寡夫控除（本人）		2 7	2 6
白 色 事 業 専 従 者 控 除	勤労学生控除（本人）		2 7	2 6
	白色事業専従者 控除	配偶者	8 6	8 6
		配偶者以外	5 0	5 0

(注) 個人住民税については、平成12年度分から適用される。

基礎的な人的控除額等の推移（所得税）

	6 1 年 分	6 2 年 分 (6 2 臨特法)	6 3 年 分 (6 3 臨特法)	元～4 年 分	5・6 年 分	7～9 年 分	1 0 年 分	1 1 年 分
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
基 礎 控 除	33	33	33	35	35	38	38	38
配 偶 者 控 除								
控 除 対 象 配 偶 者	33	38	33	35	35	38	38	38
老 人 控 除 対 象 配 偶 者	39	44	44	45	45	48	48	48
配 偶 者 特 別 控 除	—	11.25	16.5	35	35	38	38	38
扶 養 控 除								
扶 養 親 族	33	33	33	35	35	38	38	38
年 少 扶 養 親 族	—	—	—	—	—	—	—	48
特 定 扶 養 親 族	—	—	—	45	50	53	58	63
老 人 扶 養 親 族	39	39	39	45	45	48	48	48
課 税 最 低 限	237.5	261.5	261.9	319.8	327.7	353.9	361.6	382.1

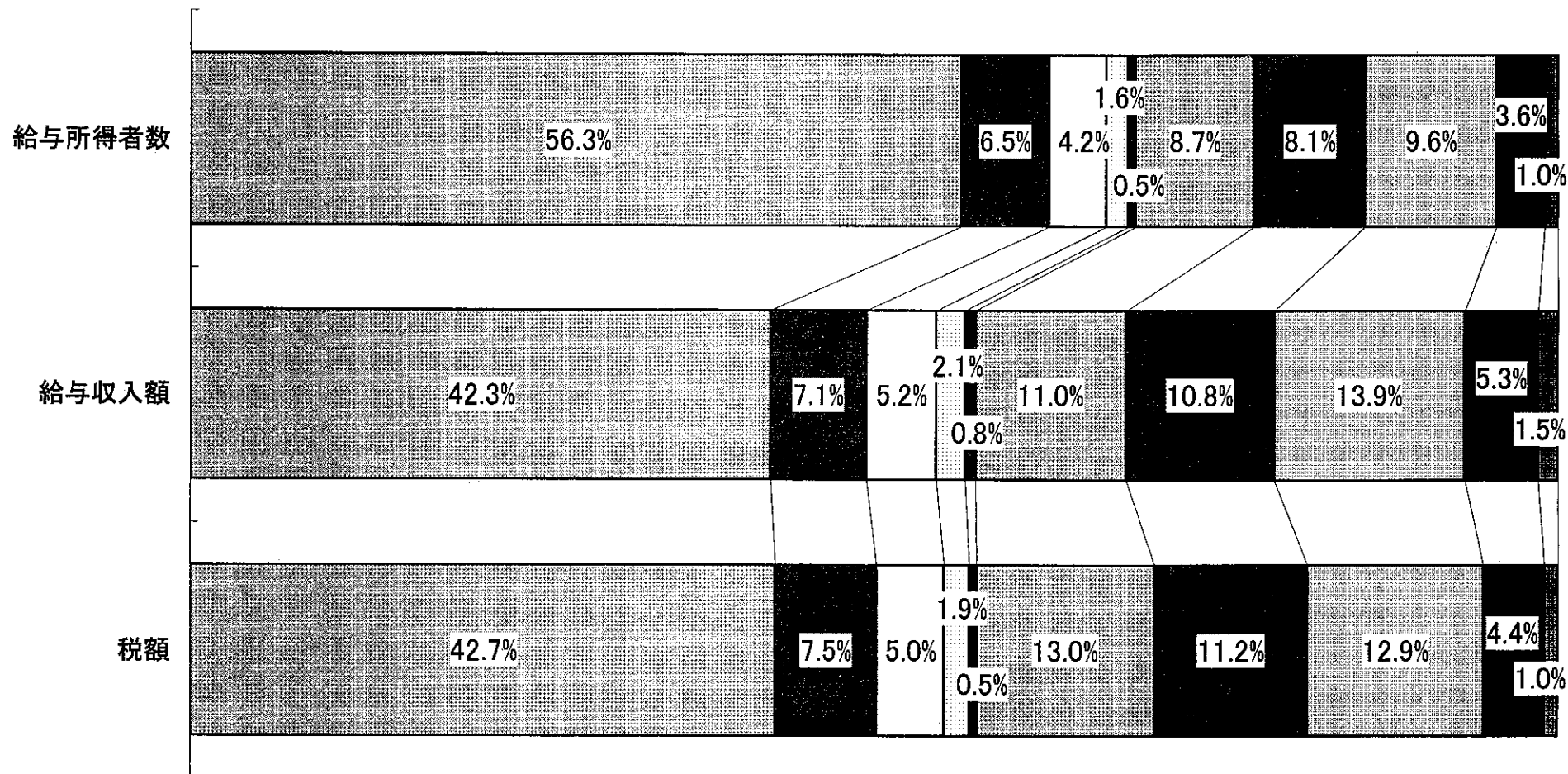
世帯構成の状況



(出典) 平成10年 国民生活基礎調査(厚生省)

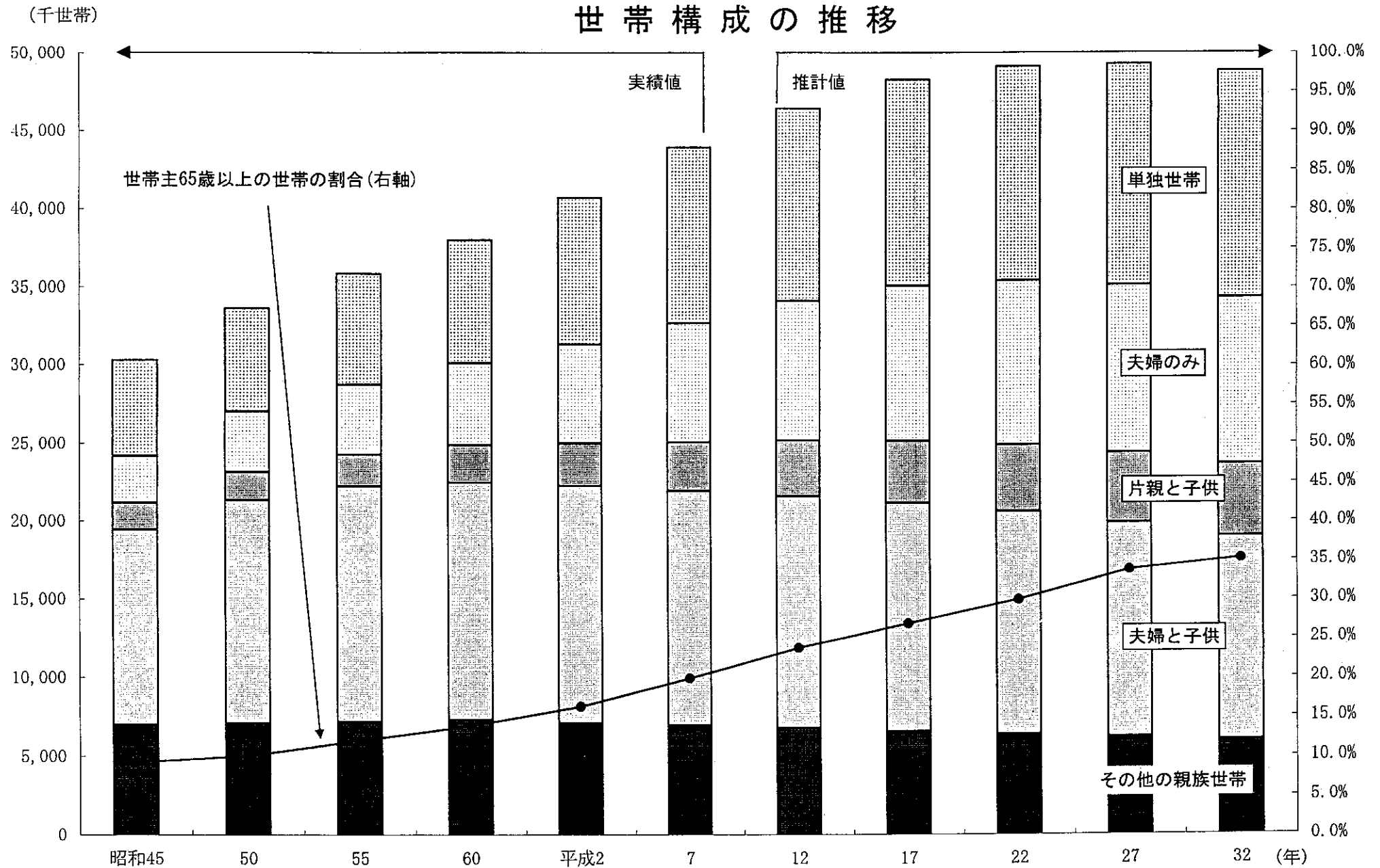
給与所得者数の世帯構成の状況 (平成9年 民間給与の実態(国税庁))

■ 本人 ■ 本人+1人 □ 本人+2人 □ 本人+3人 ■ 本人+4人以上 □ 夫婦のみ ■ 夫婦+1人 □ 夫婦+2人 ■ 夫婦+3人 ■ 夫婦+4人以上



- (備考) 1. 民間給与の実態(国税庁)による年末調整を行った1年を通じて勤務した者(納税者)である。
 2. 「本人」は配偶者控除の適用のない納税者、「夫婦」は配偶者控除の適用のある納税者である。したがって、夫婦2人世帯であっても配偶者に一定以上の所得があれば「本人」と「本人+2人」などにそれぞれカウントされる。

世帯構成の推移



(備考)総務庁「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」により作成。一般世帯の値。

課 税 最 低 限 の 内 訳

(夫婦子2人の給与所得者の場合 3, 821千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	年 少 扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
1,304千円	267千円	380千円	380千円	380千円	480千円	630千円

(夫婦子1人の給与所得者の場合 2, 857千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	年 少 扶 養 控 除
1,037千円	200千円	380千円	380千円	380千円	480千円

(夫婦のみの給与所得者の場合 2, 095千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除
808千円	147千円	380千円	380千円	380千円

(独身の給与所得者の場合 1, 107千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除
650千円	77千円	380千円

課税最低限の内訳及び算出方法（平成11年分以降）

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	年 少 扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
(1,304千円)	(267千円)	(380千円)	(380千円)	(380千円)	(480千円)	(630千円)
給与収入 3,821 千円						

（注）夫婦子2人の場合（子のうち1人は年少扶養親族（16歳未満）に該当し、1人は特定扶養親族（16歳以上23歳未満）に該当）

$$\begin{array}{rcl}
 X & - & (X \times 0.2 + 540,000) - X \times 0.07 - 2,250,000 = 0 \\
 \text{給与収入} & & \text{給与所得控除} \quad \text{社会保険料控除} \quad \begin{array}{l} \text{基礎控除} \\ \text{配偶者控除} \\ \text{配偶者特別控除} \\ \text{扶養控除} \end{array}
 \end{array}$$

これを解くと $X \approx 3,821$ 千円

世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例（その1）

（例1） 夫婦のみ（扶養親族なし）の場合

38万円	38万円	38万円 （最高） 配偶者 特別控除	= 114万円
基礎控除	配偶者 控除		

（参考）夫婦のみ（本人が高齢者、配偶者が老人控除対象配偶者に該当）の場合

38万円	50万円	48万円	38万円 （最高） 配偶者 特別控除	= 174万円
基礎控除	高齢者控除	老人配偶者 控除		

（例2） 夫婦子1人の場合

（1） 子が16歳未満の場合

38万円	38万円	38万円 （最高） 配偶者 特別控除	48万円 年少扶養控除	= 162万円
基礎控除	配偶者 控除			

（2） 子が16歳以上23未満の場合

38万円	38万円	38万円 （最高） 配偶者 特別控除	63万円 特定扶養控除	= 177万円
基礎控除	配偶者 控除			

（3） 子が23歳以上70歳未満の場合

38万円	38万円	38万円 （最高） 配偶者 特別控除	38万円 扶養控除	= 152万円
基礎控除	配偶者 控除			

世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例（その2）

（例3） 夫婦子2人（子が2人とも年少扶養親族に該当する場合）の場合

38万円	38万円	38万円 (最高)	48万円	48万円	
基礎控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	年少扶養控除	年少扶養控除	= 210万円

（例4） 夫婦子2人（子のうち1人が特定扶養親族に該当し、1人が年少扶養親族に該当する場合）の場合（標準世帯）

38万円	38万円	38万円 (最高)	63万円	48万円	
基礎控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	特定扶養控除	年少扶養控除	= 225万円

（例5） 夫婦子2人で親1人と同居している場合（子のうち1人が特定扶養親族に、1人が年少扶養親族に該当し、親が老人扶養親族（70歳以上）に該当する場合）

38万円	38万円	38万円 (最高)	63万円	48万円		
基礎控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	特定扶養控除	年少扶養控除	48万円	10万円
					老人扶養控除	同居老親 加算
					58万円	
					= 283万円	

世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例（その3）

（例6） 夫婦2人で親1人と同居している場合（子のうち1人が特定扶養親族に、1人が年少扶養親族に該当し、親が寝たきりで老人扶養親族（70歳以上）に該当する場合）

38万円	38万円	38万円 (最高)	63万円	48万円	48万円	10万円	40万円	35万円	= 358万円
基礎控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	特定扶養控除	年少扶養控除	老人扶養控除	同居老親 加算	特別障害者 控除	同居特別 障害者加算	
133万円									

（例7） 本人子1人の場合

（1） 子が16歳未満の場合

38万円	48万円	= 86万円
基礎控除	年少扶養控除	

（2） 子が16歳以上23未満の場合

38万円	63万円	= 101万円
基礎控除	特定扶養控除	

（3） 子が23歳以上70歳未満の場合

38万円	38万円	= 76万円
基礎控除	扶養控除	

（例8） 本人子2人（子が2人とも年少扶養親族に該当する場合）の場合

38万円	48万円	48万円	= 134万円
基礎控除	年少扶養控除	年少扶養控除	

（例9） 本人子2人（子のうち1人が特定扶養親族に該当し、1人が年少扶養親族に該当する場合）の場合

38万円	63万円	48万円	= 149万円
基礎控除	特定扶養控除	年少扶養控除	

世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例（その4）

(例10) 本人子2人で親1人と同居している場合（子のうち1人が特定扶養親族に、1人が年少扶養親族に該当し、親が老人扶養親族（70歳以上）に該当する場合）

38万円	63万円	48万円	48万円	10万円	= 207万円
基礎控除	特定扶養控除	年少扶養控除	老人扶養控除	同居老親加算	
			58万円		

(例11) 本人子2人で親1人と同居している場合（子のうち1人が特定扶養親族に、1人が年少扶養親族に該当し、親が寝たきりで老人扶養親族（70歳以上）に該当する場合）

38万円	63万円	48万円	48万円	10万円	40万円	35万円	= 282万円
基礎控除	特定扶養控除	年少扶養控除	老人扶養控除	同居老親加算	特別障害者控除	同居特別障害者加算	
			133万円				

(例12) 寡婦の場合

38万円	27万円	= 65万円
基礎控除	寡婦控除	

(例13) 特定寡婦で子1人（年少扶養親族）の場合

38万円	48万円	35万円	= 121万円
基礎控除	年少扶養控除	特定寡婦控除	

日本と主要諸外国の所得税の課税最低限（未定稿）

（夫婦子2人の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	3, 8 2 1 千円	21, 5 3 3 ドル	6, 3 0 5 ポンド	6 0, 5 8 9 マルク	1 6 2, 7 1 7 フラン
円 建	3, 8 2 1 千円	2, 5 4 1 千円	1, 2 1 1 千円	4, 0 5 9 千円	3, 2 5 4 千円

（夫婦子1人の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	2, 8 5 7 千円	18, 7 8 3 ドル	6, 3 0 5 ポンド	4 9, 4 6 6 マルク	1 4 0, 6 0 9 フラン
円 建	2, 8 5 7 千円	2, 2 1 6 千円	1, 2 1 1 千円	3, 3 1 4 千円	2, 8 1 2 千円

（夫婦のみの給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	2, 0 9 5 千円	12, 7 0 0 ドル	6, 3 0 5 ポンド	3 5, 4 2 5 マルク	1 1 8, 5 0 4 フラン
円 建	2, 0 9 5 千円	1, 4 9 9 千円	1, 2 1 1 千円	2, 3 7 3 千円	2, 3 7 0 千円

（独身の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	1, 1 0 7 千円	7, 0 5 0 ドル	4, 3 3 5 ポンド	1 8, 9 5 5 マルク	7 4, 2 9 6 フラン
円 建	1, 1 0 7 千円	8 3 2 千円	8 3 2 千円	1, 2 7 0 千円	1, 4 8 6 千円

（備考）

1. 日本は、夫婦子1人の場合は16歳未満の子が、夫婦子2人の場合は特定扶養親族に該当する子と16歳未満の子がいると仮定しており、扶養控除額の加算（10万円、5万円）を織り込んで計算している。
2. アメリカは、夫婦子1人の場合はその子を、夫婦子2人の場合は子2人のうち1人を16歳以下として計算している。
3. 諸外国は平成11年8月現在の税法に基づく。換算レートは、1ドル＝118円、1ポンド＝192円、1マルク＝67円、1フラン＝20円。

配偶者控除・配偶者特別控除の沿革

	配 偶 者 控 除 額	配 偶 者 特 別 控 除 額	
昭和 36 年	〔扶養控除に代えて 配偶者控除を創設〕		
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
〔当初 年内〕			
47			
48			
49			
50・51			
52～55			
56・57			
58	(30万円)		
59～61		(昭和62年創設)	(本人の所得要件)
62	(38万円)	112,500円	800万円以下
63		165,000円	〃
平成元～6	350,000円	350,000円	1,000万円以下
7～	380,000円	380,000円	〃

- (注) 1. 上記の金額は平年ベースである。
 2. 58年の()書は、昭和58年分所得税の臨時特例法適用後のものである。
 3. 62年の()書は、昭和62年分所得税の臨時特例法適用後のものである。

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み

